

## 東大阪地域における河川と舟運について (その1)

正会員 京都大学 天野光三  
○正会員 全日本コンサルタント 前田泰敬  
正会員 全日本コンサルタント 二十軒起夫

Transportation by River craft and River in East Osaka Aven.  
(Part 1)

by Kozo Amano  
Yasunori Maeda  
Tachio Nijukken

### 概要

前回、ならびに前々回と、大阪都市圏の交通網の発展と、都市の発展の関係を道路ならびに鉄道に重点を置いて調査した結果について報告して来た。今回は、東大阪地域の交通網として明治以前の交通手段として”船”は見逃すことのできないものであり、これについて、若干調査したものについて報告する。

東大阪地域は、河内の国の中北部にあたり、淀川、大和川の2大河川にはさまれた地域で旧大和川の溢流地域であった。これらの河川が運んだ肥沃な土壌によって河内平野の農産物の出荷量も多く、特に淀川を通じて、大阪・京都の2大消費都市を控え、米・野菜等の直接的農産物は勿論のこと、綿・菜種等の二次加工産物についてもその製品化の過程で、また製品としてもその輸送は重要な原価要素でありいかに輸送コストを下げるかは当時も今も同じであったであろう。また、地形的に多くの中小河川を有しているので、自家用船はもちろん、淀川には過書船（三十石船）、大和川水系には剣先船等の川船による交通が大きな役割を果たしていたことがうかがえる。

また、地形上から多くの水路（井路）があり、これらが生活水路として農耕用具の運搬、農作物の取り入れに、また肥料の運搬にも使用されていた。

今回の発表は原稿の制約上淀川の船運にとどめ、次回に大和川水系の舟運について述べることとしたい。

(近代交通史、舟運、淀川)

### 1. 淀川の舟運

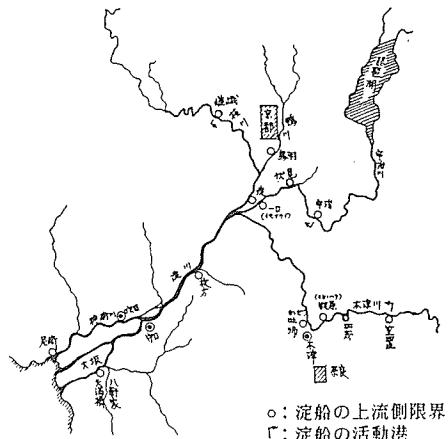
淀川の舟運は「日本書紀」にも見られるよう、仁徳天皇30年の秋、皇后磐之姫が船を曳いて淀川・木津川（山脊川）をへて山城国筒城（綴喜）へ向かったことを記しているように古くから舟運があったことがうかがえる。淀川は琵琶湖と瀬戸内海とを結ぶ重要な水路であり、古来よりその流域には多くの渡来人の集落をはじめ、都の造営もなされ政治・経済・文化の中核がこの淀川を主軸に広範囲に集まっていた。

したがって、淀川を軸とする交通・流通需要は多く発生していたことは論をまたない所であるが、近世以前より淀を根拠地として淀川本流をはじめ宇治川・木津川・桂川の三川においても独占的に淀船が舟運に従事していた。淀川本流における船の積載量が20石であった所から「淀二十石船」と呼ばれていた。その後、「過書座」の支配下に入った慶長8年（1603年）以後は「過書二十石船」と呼ばれ、また、新過書船である大型船から小回りのきく淀船に積替えたりした

ところから「淀上荷船」とも呼ばれた。この淀船は古くから石清水八幡宮の支配下にあって、上納金を免除され八幡宮の神役に奉仕し中世まで独占的な体制を維持していたが、太閤秀吉が政権を確立してからは、淀の河村・木村の両氏に支配権が託され運上銀を納めるようになった。

この淀船の活動範囲は、木津川は笠置まで、宇治川は宇治山之内まで、桂川は嵯峨までとし、淀川は下は大坂・尼崎、上は鳥羽・伏見へと通船しており、一口・笠置・加茂・瓶原・木津・吐師の6ヶ所が支流の根拠地であり淀とあわせて淀船七浦と呼ばれていた。（図1参照）

図1 淀船通船地域図  
(枚方市史 第3巻 第7章より作成)



また淀船はその活動する河川の水深に応じて積載石数を異にしており、木津川筋は10石積・桂川筋は8石積・宇治川筋では13石積とし、淀・鳥羽間は18石積・淀川本流では20石積であった。慶長8年（1603年）家康が政権を掌握すると過書船制度によって淀船も過書座に組み入れられたが、大阪冬の陣の際に淀船は本拠地が大坂から離れていたために家康方のために大いに活躍し、慶長19年から20年にかけて延べ3561隻も出動したとされていた程で、この働きによって淀船には運上銀の上納を免除され河村・木村の両氏を引続き過書奉行に任じてこれらの淀船の運営にあたらせた。（家康の朱印状によって証した。）

過書船とは、中世の淀川に数多く設けられていた川関所の関銭免除の関所手形をもった特權川船のことであり、これらの船を過書船といっ

た。

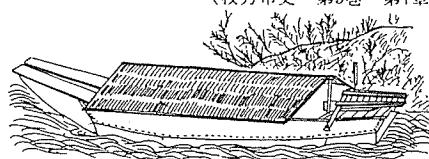
淀川筋には前述のように、淀を拠点とする淀船があり、天正末期（1585年以降）には河村・木村両氏による支配体制が確立されていたが、新たに天正・文禄・慶長初期にかけて海上運送に従事していた30石以上の大型船が淀川筋に出現し始めた。更に、30石以上の海船を有する尼崎組や中越組等の組頭が秀吉の小田原攻めの功績によって「川方御役船持 過書頭」を命ぜられたりしたようで、これが近世過書船の始めとされている。このようにして、淀川での淀船の独占的営業権は破られ、両者は併存し、過書船は文禄年中から運上銀として銀200枚の上納を命ぜられた。

## 2. 江戸時代の舟運

秀吉が文禄堤を淀川左岸に築造して、堤を京街道として以来、人々の往来も激しく街道は発展し、京・大坂間の宿場町である伏見・枚方・守口等は特に賑いを見せたが、一方、京・大坂間の旅は川船によるのが通例とされていた。

前記のように淀川の川船は過書船として秀吉時代より長く営業権を確保していたが、徳川の時代になって慶長8年（1603年）に家康からこの営業権を朱印状によって再確認され、運上銀と船賃が定められた。これらの過書船には荷船と客船の別があり、荷船は20～200石積で米穀・塩・薪・木材・肥料等の運搬を行い、客船は普通30石積で吃水が浅い構造となっていた。（図2参照）

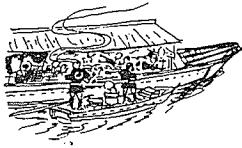
図2 過書船（30石船）  
(和漢船用集)  
(枚方市史 第3巻 第7章より)



30石船は長さ5丈6尺（17m）・幅8尺（2.5m）位で、船頭4人・船客定員28人であった。京都伏見の豊後橋（観月橋）より大坂天満橋（八軒家）間の約44km（11里1町）を下りは半日または半夜で大坂八軒家に着き、上り船は1日または1晩で



図3 くらわんか茶船・肥船  
(枚方市史 第3巻 第4章より)

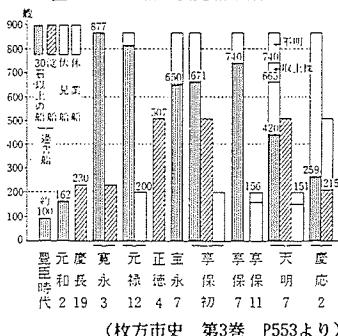


くらわんか茶船



肥船（桶船）

図4 過書船・伏見船増減図



(枚方市史 第3巻 P553より)

(人糞)を肥料として求めた。従って、大坂・京都は多くの人口を持つ故に大量の下肥産地でもあった。これを商品として流通することとなつたため過書船の肥料船もその運搬に使用されたが、百姓自身の自家用船が流通に使用されるようになつた。特に、干鰯・油粕等の高騰から下肥の重要性が高くなりますます肥船(図4参照)が必要になつた。従つて、従来過書船のもとにあつた肥船までが配下から離れて、在方下肥仲間に雇われるようになつた。これらの肥船は下肥輸送の返り便として農作物や農閑期の作物である繩・むしろ等や日用品までも積むようになり、大坂市中に青物市場を開設するものまで発生した。

このようにして過書船の営業権は肥船によつて侵害され出し、常に両者の抗争が起つたが大坂町奉行も市中の衛生を受け持つ肥船を押えることも出来ず、また農民はそれを利用して農産物を運搬して流通を促していた。なお、淀川筋での運送権を独占的に運営していた過書船にも

もう一つの権利の侵害者が現れた。それは元禄12年(1699)に出現した伏見船であり、営業区域の重なる淀船には大きな脅威となつた。伏見船は伏見の繁栄と運輸の円滑をはかったものであると同じに淀川本流で独占的な地位を考えている過書船に対する牽制でもあつた。

高瀬川の開削によって、京坂間は勿論、丹波と大坂とがつながり京坂間の流通が円滑となつて、物価は低落し伏見の町は繁栄し、伏見を拠点とする船数は110隻を数える程となつた。しかし、元禄9年(1696年)に伏見奉行の廃止以来、伏見の衰退は著しく公役にも耐えられない程で、これを復活させるために伏見船を作り再び伏見奉行を設けて伏見の町の活気を呼び戻すために新しく元禄12年に公許されたものである。それ以来、過書船・淀船等と営業上の抗争が再び重なつたため宝永7年(1710年)に寺社奉行本多弾正少弼によって伏見船停止令が下り12年間の伏見船の活躍によって取戻した伏見の繁栄もまた元の状態へと変っていたが、享保7年(1722年)に再び伏見船大小200隻を許可し、ここに伏見船の再興がなつた。以後、過書船は伏見船に押され氣味で幕末をむかえることとなつた。

### 3. 明治時代の舟運

明治の新政府になつても淀川の水運の重要性を当初から洞察しており、明治元年十月二十八日、いち早く治河使を設置すると共に府藩県に対し河川の水利通運拡充の諭達を布令し、特に淀川の堤防修復・運送については下記のように述べている。即ち、淀川水運も旧来のような30石船に依存していくは大阪からの物資輸送にもさしつかえ維新の偉業にもそわないで、堤防を修復し水害を防ぐと共に是非とも蒸気船を就航させて、京阪間の物資輸送の拡大を図りたいと強い希望を表明している。また明治2年10月には、大政官布達によって西洋型風帆船・蒸気船の一般人所有を許可し、更に3年1月には西洋型商船規則を制定してその使用を積極的に奨励した。

このような背景のもとに、淀川に外輪蒸気船が出現したのは明治3年以降と推察されている。

「大阪府史」には、淀川における最初の汽船営業は鳩丸・水竜丸の二隻の小蒸気船をもって始められたと記してあり、いずれも17ton程度の小型蒸気船であった模様である。また明治4年当初には京都の小森長兵衛が所有する蒸気船利渉丸が航行したとされている。またこの利渉丸の大きさは長さ15間（27m）、幅1間半（2.7m）、蒸気馬力15馬力、トン数30トンという規模で30石船とたいした差はなかった。蒸気船の発着岸地は大阪天満橋の八軒家浜と京都伏見の南浜で、この間約10里の航行であった。また明治9年2月9日、大阪府と京都府は「京摺間諸川通船規則」を制定し、蒸気船の夜間の航行を規制し、更に途中の着岸許可地は30ヶ所とした。従って、このように多い川岸寄港と浅い水深に適した外輪蒸気船であったことによって船足は遅くなかった。また「大阪府史」によると、貨客運送の汽船営業に曳船業が出現したのは明治6年頃、安藤半兵衛によって始められたのが最初であるとされている。こうして明治初年以来、淀川の汽船営業は大阪・伏見の人々の設立した群小の会社によって経営されたが、一方明治9年に京阪間に官営鉄道が開通することとなり、次第に船便は鉄道に圧迫されることとなつた。従って淀川の舟運は、沿岸の祭礼や上方見物に来た観光客のような行楽客に多く利用されるようになり、乗客争奪の過当競争の時代へと変化して目新しい設備をした新造船の就航や、伏見・大阪間を乗客1人往復3銭といった低運賃による宣伝等競争は激化してきたが、明治18年各汽船会社が協定し汽船運賃を上等20銭・下等15銭・3~12才までの子供はその半額とした。なお、汽船開業当時の運賃は明治6年3月、開商社所有の福丸の船長から京都府に提出された報告書（枚方市史 第4巻 第2章 第2節より）によると、上り客について乗込客2,430人に対して船賃取上高759両1分2朱があり、また下りでは1,465枚半（船賃銭札の枚数（人の数）半は子供を意味すると推測）で取上高274両3歩・銭312文とあるのでこれより推定すると「上り客1人当たりの船賃は5朱、下り客は3朱程度」と考えられる。また、明治5年3月~3月まで開催された京都博覽会見物客用にこの時期の

みに使用された西洋造屋形早船の運賃は表4に挙げるものであったので、福丸の運賃は早船に比べて50%程度高いものであった。明治19年3月から22年4月までの判別できる月間統計の淀川往復汽船の数と取扱い貨客数を示したものが表5であり、入船とは伏見から大阪へ、出船は大阪から伏見へを表しており、表からはいずれの月も荷物は大阪から伏見への方が多く、旅客は伏見から大阪への方が多いことが見受けられる。淀川通船の各社間の競争はますます激化し、共倒れの危機に入ったので各社協調の上、各社保有船を持寄って新会社「淀川汽船」を明治20年5月に設立し伏見に本社を置いた。

表4 京都博覽会用西洋造屋形早船運賃乗船場

運 賃		乗 船 場	
淀 川	高 淀 川	同 高 游 五 菊 下 尾	伏 水 京 ぼ し 南 鎮
上り 下り 同 上り 一人 下り 一人 同 三 宗	高 游 七 束 南	高 四 束 小 梅 南 西 鎮	大 阪 築 ら い ば し 半 丁 街 角
上り 金 三 宗	同 宗 宗	同 宗 宗	同 宗 宗
上り 同 下り 同 上り 貨 切 金 九 口	上り 貨 切 金 二 口 一 分	千 犬 鹿 湾 首 田 鹿 湾 山 野 幸 宗 萬 原 伊 助 角 田 苍 九 郎	同 宗 宗 同 宗 宗 同 宗 宗 同 宗 宗

表5 淀川往復汽船月間統計

項 目	明治19年3月	20年5月	20年8月	22年3月	22年4月
出 船	191隻	230	是 夜 60 夜 92 昼 2,252 夜 7,658.5 昼 11,132 夜 504	208 16,042 3,321	218 21,161 1,916
入 船	103隻	219	是 夜 98 夜 54 昼 7,536.5 夜 3,771 昼 204 夜 109	208 23,043 400	217 29,866 213

(枚方市史 第4巻 P255より)

この時の淀川汽船の持船は13隻・合計トン数654.242トン（枚方市史 第4巻 P257 第73表より算出）であり、明治22年上半期の乗客は1月：9,600人・2月：9560人・3月：13,760人・4月：23,000人で貨物は1日平均60駄（1駄は40貫=150kg）{9トン/日}であった。なお、同社は明治23年から京阪間の郵便物運送業も請負った。しかしその後も淀川運航には、新参入者が次々と出現し度重なる協定・同盟規約も効を奏さず、ついに淀川汽船会社は明治35年3月解散するに至った。その後、残存汽船は個人の手をへ

